

平成26年度 第6回 住居表示整備審議会

◇日時

平成27年1月26日（月） 午後2時～

◇開催場所

市役所6階 大会議室

◇出席者

住居表示整備審議会 委員15名（村松委員、向山委員欠席）

事務局 市民生活部職員4名

◇会次第

- 1 開 会
- 2 審 議
- 3 その他
- 4 閉 会

◇配布資料

- (1) 審議委員座席表
- (2) 諮問（写）
- (3) 整備対象区域図
- (4) 平成26年度 第5回 住居表示整備審議会議事要録

◇会議録（要録）

1 審議

- (1) 配布資料等の説明

前回、市長から出された諮問内容と町区域の分割案について、事務局より説明を行った。

※諮問内容

- 1 「平成28年度及び平成29年度に実施される町区域の変更及び新設について」
- 2 「変更及び新設される町区域の名称に関する基本的な基準について」
- 3 「新しい町区域の名称及び丁目の配列について」
- 4 「街区の起点について」
- 5 「実施時期について」

(2) 発言の要旨

【委員】

今回選定した区域については、過去に、地域住民のご理解をいただくことができず、実施を見送った経緯があるが、理解を得られなかった理由はどのようなことか。また、平成25年10月1日に天神町の住居表示を実施した際、天神町二丁目の西側部分の一部実施を見送っているが、整備対象区域図でいくと、場所はどこになるか。

【事務局】

20年程前に、この区域全体を「中央町」として実施しようとした経緯があるが、小川町二丁目、学園東町の住民から、町名を残してほしいという意見があり、実施を見送ったと聞いている。また、天神町二丁目で実施をしなかった区域は、回田道より西側区域のみである。天神町の住居表示を実施した際、仲町との町境が道路で区切られていなかったため、回田道を町境に変更して実施したが、回田道より西側区域については、隣接する仲町と一体的に住居表示を実施するのが望ましいとして見送った。

【委員】

20年程前に実施をしようとしたが、最終的には町名などの点で話がまとまらずに実施ができなかったと聞いている。必ず今回もそういった町名の問題がでてくると思う。町名に関して、何とか皆さんから理解を得るためには、どのような形にもっていけばいいのかが大事であると思う。

【事務局】

町境が道路等で区切られておらず、単独の町で実施することができないため、いくつかの町を一緒にした形で実施をすることになる。その際、町名を決めていくときには、できる限り、現在の歴史ある町名を残す形での実施を考えていくことになる。平成24年、25年に実施をしたときに、天神町の一部が花小金井になったり、大沼町の一部が花小金井になったりした例もあるように、住居表示を実施することにより、わかりやすくするというのが根本の概念である。よって、今回についても、どちらかの町名に変更したり、仲町と学園東町と一緒にした町名などいろいろ考えられるが、そういったところを議論してほしい。住居表示というのは、都市基盤の整備であり、町区域については、道路等で区切るのが基本であるので、そういった趣旨を理解していただけるよう説明会でも説明していきたい。

【委員】

20年程前に実施をしようとしたときに、仲町の方でも実施に反対の意見があったと聞いている。今回、市役所も住居表示が同じように変わるので理解してほしいというのも、大きな提案の一つだと思うが、以前と同じやり方や説明をしても同じ結果になると思う。今回はどういった形で説明をしていくのか。

【事務局】

以前は、最初から「中央町」という別の町名で実施をしようと考えていた。今回は、平成24、25年に実施したときと同様に、現在ある町名を残す方向で、町名については審議してもらい、その内容で説明をしていきたい。審議会で町名についての答申が出た後に、市長が町名についての判断をし、その後に説明会をおこない、最終的には議会に議案を提出して進めていく。

【会長】

本日は、新しい町区域についての審議になるかと思うが、それが決まった後に、町名等の審議になってくると思う。まずは、新しい町区域についての問題点等を議論していきたい。

【委員】

整備対象区域図の中で、オレンジ色と赤色の線で区切っているが、その違いはどのようなものか。

【事務局】

オレンジ色の線は、町の規模が基準の66,000㎡から231,000㎡になるように区切っている。青梅街道より北側区域については、東西の道路は「緑川通り」があるが、青梅街道より南側区域については東西で区切る道路がないため、区切るとすると、南北の道路しかない。その中でも、青梅街道を挟んで南北に真っすぐ繋がっているため、住居表示をする上で、比較的わかりやすいと思われる「仲町通り」と「あかしあ通り」で区切っている。それ以外にも、参考に、区切れそうな道路を赤色の線で示させてもらった。面積基準からいくと、赤色の線で区切っても基準を満たしているが、④地区の小川東町と小川町二丁目と仲町が接している部分については、合計すると面積が約276,000㎡になり基準を大分超えてしまうため、「緑川通り」で区切っている。

【委員】

今回実施する小川町二丁目には昔の小川八番があると思うが、市役所の東側に赤色の線が引いてあるのは、そのことを意識して引いてあるのか。

【事務局】

赤色の線については、住居表示を実施したときに、わかりやすいと思われる道路愛称名がついている道路に線を引いている。たまたま、市役所の東側の道路に線が引いてあるだけが、そういったことも一つの審議内容になると思うので、どういった町区域がいいのか審議してもらいたい。

【会長】

事務局案としては、④地区と⑤地区それぞれいくつに町区域を分けているのか説明してもらいたい。

【事務局】

オレンジ色の線で区分した案を説明すると、④地区は6つで⑤地区は3つになる。赤色の線やそれ以外で区分すると、町区域の数が変わってくるので、それは審議して決めてもらいたい。④地区の中で、小川東町と小川町二丁目と仲町が接している部分については、合計すると面積が約276,000㎡になり基準を大分超えてしまうため、「緑川通り」で区切る必要があるが、それ以外の部分は、「緑川通り」で区切らなくても面積基準を満たすため、4つに分けるという方法もある。今回あくまでも、参考に、オレンジ色の道路で④地区を6つ、⑤地区を3つに分けているので、別の道路で区切った方がいいのであれば、その道路で区切って町区域を決めてほしい。

【委員】

平成28年度に④地区を平成29年度に⑤地区を実施する予定であるが、町名についてはそれぞれ違う町名にしないといけないのか。それとも、同じ町名でもいいのか。

【事務局】

仮に、オレンジ色の線で9つの町区域に分けているが、すべて同じ町名にすると、九丁目までできる。花小金井が八丁目まである例もあるが、実施基準からいくと少し多い。同じ町名でもいいが、青梅街道を境に分けて別の町名をつけるのと、一緒にして町名をつけるのでは、どちらがわかりやすいのか等を基準に審議してほしい。

【委員】

「緑川通り」で区切らずに、全体を6つに分ければうまくいくと考えるがどうか。

【事務局】

④地区の中で、小川東町と小川町二丁目と仲町が接している部分については、合計すると面積が約276,000㎡になり基準を大分超えてしまうし、街区の数も基準より大分多くなってしまふ。街区の数が3桁になってしまうと、住居表示をしてもわかりづらくなってしまふ。よって、できれば、基準内にするためには、赤色の線や「緑川通り」等で区切ることを考えてほしい。

【委員】

九丁目までは多いので、青梅街道を境に別の町名にして、それぞれ丁目をつけた方がいいのか。

【事務局】

同じ町名にして、九丁目までにした方がいいということであれば、できないこともない。他の区市町村においては九丁目まであるところもある。平成24年に実施したときには、花小金井は六丁目までだったのを八丁目まで増やしているのだから、九丁目というのもあり得るかと思う。青梅街道を境に分けて別の町名をつけるのと、一緒にして町名をつけるのでは、どちらがわかりやすいのか等を基準に考えてほしい。

【委員】

現在、未実施のまま残っている地域については、町境や町名変更の問題を解決しないとできないところである。それを解決するためには、住居表示整備事業はまちづくりの一環であると位置づけないと実施ができないと考えた。そのリーディングケースとして、平成24、25年に大沼町、花小金井、天神町について住居表示の実施を行った。その際、小平市住居表示実施基準からいくと、どうしても道路、鉄道等で区切らないといけないため、回田道より西側部分の天神町二丁目については実施を見送った経緯がある。やはり、原則としては実施基準に基づいて実施をしていかなければならないし、実施基準に基づき9分割しているが、例外として、⑤地区が3分割されていることから、全体の総合調整からいって、④地区も3分割して全体で6分割とする案もあるかもしれない。その場合、先ほど話した面積基準を超えてしまう問題が発生するが、次の町名を決めるときに、良い案が出てくるかもしれないので、そのとき議論を詰めればいいのではないか。難しいのは、仲町の実施が2か年に分かれてしまうことである。いずれにしても、実施年度が異なっても、町名については個々に考えるのではなく、総合的に考えていかなければならない。その際は、小平市の今までの住居表示の総合性、一体性からも、この地域だけ違った考え方を示してはいけないので、そのことも踏まえて議論を深めていければと思う。事務局に確認したいのは、現在、町区域の面積が実施基準を超えている町はいくつかあるか。場合によっては、実施基準を超えた町区域もあり得るといふことの議論も残しておかなければならない。事務局が提案した9つに分割した案をベースにして、審議会で議論して町区域を決めていきたい。

【事務局】

実施基準に定めている町の面積231,000㎡を超えている町は16町あり、全体の約28.8%になる。その中で、基準を大きく超えているところは、小川東町三丁目の606,200㎡、花小金井南町一丁目の541,500㎡、花小金井三丁目の402,600㎡などがある。また、参考に、町の面積が少ないところは栄町三丁目の72,200㎡、小川西町三丁目の77,600㎡、小川東町二丁目の95,800㎡などがある。

【会長】

これまでの審議会の中で、警察、消防の方から、災害や事件の時に現場にいち早く駆けつけることが必要であり、災害や事件のときには、近隣の署から応援をもらうが住所がわかりづらいと駆けつけにくい。警察消防の立場からすると、小川東町と学園東町の未実施地域がわかりづらいのでそこを何とか早く解決してほしいという意見があった。よって、わかりやすい仕組みを作りあげることが住居表示整理には必要であると考えます。

【委員】

⑤地区の中で、「あかしあ通り」以外のオレンジ色と赤色で示している道路は道幅が狭いと思うが、町境になる道路が狭いのはどうなのか。

【事務局】

道路の幅員を説明すると、「平安窪通り」6m、「平安通り」1.82～5m、「仲町通り」2.9～6m、「市道144号」4m、「一中通り」4～7.55m、「あかしあ通り」16m、「あかしあ東通り」6mになる。オレンジ色の線については、区域全体を南北に貫いている道路が少ないため示している。

【委員】

個人的には、「仲町通り」は道幅が狭いので、町境としてふさわしいかどうか検討する必要があると思う。

【委員】

最初に、事務局から示された9分割案に基づき、町区域を決めていくことになるかと思うが、その後の町名のこととも考えると、町区域と町名をどのように決めていけばいいのか迷うところである。まちづくりのためには必要であり、未実施地域の実施を進めているのだと思うので、町名等の問題で実施ができないということがないように進めていかなければならない。市民便利帳に住居表示実施地域図が載っているが、町の面積が少ない栄町三丁目、小川西町三丁目、小川東町二丁目を見ると、④地区の6分割は面積が小さくなりすぎるのではないかと思う。また、街区に関しても、3桁の街区数は多すぎると思うが、面積が40万㎡とか60万㎡ある小川東町三丁目や花小金井三丁目の街区数が50ぐらいであるならば、今回の27万㎡ぐらいの面積ならば3桁まではいかないのではないか。区域全体をみると形的にも6分割ぐらいがいいのではないかと思う。そうなれば、区域全体を一つの町名として、皆さんに理解してもらえる町名を検討していくことになる。町の分割として、④地区を6分割、⑤地区を3分割というのは、町名を決めていくときに難しい問題がでてくると思う。⑤地区については「あかしあ通り」以外は細い道であるが、できるだけクランクのない道の方が町境としていいと思うので、「仲町通り」でもいいのではないか。いずれにしても、9分割にするか、少し面積が大きい6分割なのか、実施基準に基づく9分割になるが、その辺をどう考えていけばいいのか。

【事務局】

街区数について、あくまでもシュミレーションの数字になるが、④地区中「緑川通り」で区切らずに3分割したときで説明すると、左から67街区、真ん中が46街区、右は37街区ぐらいになるのではないかと思う。あくまでも、基準の数字からシュミレーションしただけであるので、実際はもう少し多くなるかもしれない。小川東町、小川町二丁目、仲町の接する部分は約70街区ぐらいになり、3桁まではいかないと思うが、現在ない街区数になると思われる。ちなみに、⑤地区では、左から24街区、真ん中が53街区、右が37街区ぐらいになるのではないかと思われる。

【会長】

町区域については、委員それぞれ様々な意見があると思うが、いずれにしても実施基準に基づいて決めていかなければいけないので、事務局としては今回の提案をしていると思う。次回についても町区域についての審議をしていきたいと思うがいかがか。

【事務局】

本日の審議内容からいくと、町区域だけではなく、町区域と町名を並行して決めていかなければ難しいという考えがあると思われる。20数年前に「中央町」として実施しようとしたときには、学園東町と小川町二丁目の住民からは町名を残してほしいという意見が多数あり、小川東町と仲町の住民からはそこまで強い意見はなかったという過去の資料が残っていた。

【会長】

町区域については、微調整はあるにしても、事務局案に沿って審議を進めていく方がいいのか、それとも全く違う案で審議を進めていく方がいいのかだと思うがいかがか。

【委員】

町区域と町名について、同時に審議していても堂々巡りをしてしまい、決めるのが難しいのではないかと思う。まずは、事務局案に沿って町区域をある程度決めて、それから町名に時間を費やしていく方法がいいのではないか。

【委員】

いろいろと意見がでた中で、④地区を3分割するという意見があったが、その場合、面積が276,000㎡になる部分があり、基準を超えてしまうという説明があった。ただ、⑤地区の真ん中部分の説明の中で、区域内に大規模な学校があれば基準通りでなくてもという説明があり、④地区の基準を超えてしまう場所には小平第十四小学校があるので、基準を超えているがいいのではないかというような議論がされていない。そういった、④地区を3分割する議論もあまりなく、事務局の案だけでいいか悪いか決めていいのかという気はする。

【委員】

先ほども意見がでたが、2年に亘る事業であっても、それぞれどうするか考えていくのではなく、一体のものとして考えていかなければいけないのではないか。また、住民のより良いまちづくりのために住居表示をおこなっていくという議論は必要であると思う。その中には、災害とか高齢者社会とかいうような役割もあると思う。そういった役割の軸をずらさずに結論にもっていければと思う。町区域については、微調整はあると思うが、分割案を基に議論をしていけばいいのではないかと思う。

【委員】

少しでも議論を前進させるためには、町区域については分割案を基にして進めていく方がいいと思う。その後について、審議委員で議論をしていけばいいと思う。

【委員】

分割案について、オレンジ色の道路で区切ったときの面積は示されているが、赤色の道路で区切ったときの面積は示されていない。赤色の道路で区切ったときの面積も示した方が、議論をするうえでわかりやすいのではないかと思う。基本的には、基準通りに区切られているので分割案はこれでいいと思う。

【委員】

分割案について、真っすぐに延びている、わかりやすい道路で区切られているので、基本的にはこれでいいと思う。

【委員】

職務上からは、面積というよりも世帯数が重要になってくる。参考に、世帯数の資料もあると議論がしやすいのではないか。分割案について、基本的にはこの案でいいと思う。

【委員】

町名を決めるときには、そこに住んでいる住民の様々な意見があると思うが、原則的には、この分割案でいいと思う。

【委員】

基本的にはオレンジ色の線で引いた分割案でいいと思うが、特に青梅街道より南側の道路など真っすぐに線が引いてあるが、実際真っすぐになっているかなどの細かい現地調査をして、微調整したものを次回の審議会にて提案してほしい。

【委員】

町名を決めるときには、いろいろと意見があると思うが、町区域の分割案については概ねこの案でいいと思う。

【委員】

オレンジ色の線で引いた分割案で概ねいいと思う。やはり町名の問題が一番重要になってくると思うが、現在の5町から町名をまとめるのはかなり大変だと思う。新町名について、公募までは必要ないと思うが、町名についての案をいくつか考えて、そこに住んでいる住民にアンケートをとって選んでもらうのはどうか。そうすれば、選ばれなくても、ある程度は理解してもらえるのではないか。

【委員】

事務局の9分割案は実施基準に基づいて提案されている。今までの審議で話した、9分割がいいのか6分割がいいのかだが、基本的には、9分割を中心に審議をし、その後の町名を決めるときに、うまくまとまらなければ6分割も検討するという弾力的な方法がいいのではないか。また、9分割にしても6分割にしても、町名には十分配慮して決めていかなければいけない。

【委員】

議論を前進させるためには、オレンジ色で示された分割案を基に検討していき、町名を確定していく中で、新しい町区域の検討もする必要があるのではないか。

【委員】

基本的には9分割した案を中心に検討していき、町名を決めるときに一体で考えるのであれば9丁目は多いので、6分割もあり得ると思う。町名をどうしていくかはいろいろと課題があるが、まずは、面積的にみて、青梅街道から北側は6分割がいいのか、3分割がいいのか検討しながら、それから町名の検討になるかと思う。

【副会長】

基本的には、オレンジ色で示された分割案に賛成である。町名については次の課題になるが、地域の皆さんの意見を聞きながら決めていきたい。

【会長】

委員全員の意見を聴くと、基本的には、オレンジ色で示された分割案を基に審議を進めることとし、次回以降に微調整をしていくのがいいと思う。町名については、町区域を決めながら検討していけばいいのではないか。分割案について、委員からいろいろと要望があったので、再度、案を作ってみてはどうか。

【事務局】

次回の審議会では、委員から要望のあった、赤色の線で区切ったときの面積を資料として用意すると、道路の状況などの現地調査した結果を報告したい。また、街区数についても再度確認をしておおよその数字を示したい。

【会長】

次回の審議会では事務局の資料を基に議論を深めていきたい。それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

2 その他

次回の審議会は、平成27年3月26日（木）午後2時からとする。